

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、本案件については、「建設工事の予定価格に関する積算疑義申立手続に関する試行要領」に基づき、予定価格の積算に関する疑義（以下「積算疑義」という。）手続きを実施します。

平成27年7月1日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名(工事番号)	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事（○○第○-○号）
2 工事場所	高知県○○市○○
3 工事内容	高知県○○市○○地内の○○○における○○○○工事
4 工事概要	本工事 施工延長 L=○.○m
5 工事日数(完成期限)	○○○日
6 予定価格	事後公表
7 審査方式	入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。
8 落札方式	事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）によりにより落札決定を行う。
9 入札手続	高知県電子入札システムで行う。
10 低入札価格調査・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	○○工事
	等級	○等級（又は○等級の者）
	総合点数	○点以上
2 営業所の拠点	高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者	
3 施工実績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 1 平成12年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が○,○○○万円以上であること。 5 ○○工事で、○○○が○,○○○以上であること。	

4 配置予定技術者		次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。
	資格等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、土木一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p>
	従事実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>1 「3 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。</p>

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成27年7月8日（水）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の3で定める。
	掲載場所	<p>入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。</p> <p>入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業）） http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsu_joho/ippankyosonyusatsu/</p>
2 設計図書の閲覧方法	<p>入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/</p>	
3 設計図書等の質疑	提出先	<p>送付アドレス E-mail: ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp</p>
	提出期限	平成27年7月13日（月）午後5時まで
	回答期限	平成27年7月17日（金）
4 入札書の提出	入札期間	平成27年7月17日（金）から平成27年7月22日（水）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする場合がある。
	入札方法	共通事項第4で定める。

5 積算疑義 の申立て	提出先	送付アドレス E-mail: ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成27年7月27日(月)午後5時まで
	回答期限	平成27年7月30日(木)
6 開札予定	日時	平成27年7月31日(金)午前9時から ※積算疑義の申立てがない場合又は積算疑義の確認を行った結果、疑義がない場合には、開札日を前倒しすることがある。
	場所	高知県土木部建設管理課(※第6)
7 追加書類 (落札候補 者のみ)	提出先	高知県土木部建設管理課(※第6)へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(閉庁日は除く。)

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件(一契約ですべての要件を満たすこと。)

評価区分	要件
企業の評価	1 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額(税込み)が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成17年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	施工実績 3件以上	10点
	施工実績 2件	5点
	施工実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績評定 (平成22年度以降) ※高知県発注工事に限る。 ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	成績評定の平均点 80点以上	15点
	成績評定の平均点 75点以上 80点未満	10点
	成績評定の平均点 70点以上 75点未満	5点
	成績評定の平均点 70点未満	0点
直近の成績評定の最低点(前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65点未満 無	0点
	成績評定 65点未満 有	-5点
優良工事表彰の有無 (平成20年度以降、業種：土木一式工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5点

※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	他機関表彰受賞又は高知県表彰（所長賞）を2回以上受賞	5点
	高知県表彰（所長賞）を1回受賞	2.5点
	表彰 無	0点
ISO マネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000 シリーズと併せて ISO14000 シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO 認証及びエコアクション認証 未取得	0点
地域性・社会性評価		
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数 20点以上相当	10点
	〃 15点以上 20点未満相当	8点
	〃 10点以上 15点未満相当	6点
	〃 5点以上 10点未満相当	4点
	〃 1点以上 5点未満相当	2点
	ボランティア活動 無	0点
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより3台以上保有	10点
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより2台保有	7.5点
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより1台保有	5点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期（1年以上）リースによる保有 無	0点
BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10点
	BCPの認定 無	0点
合計	70点（合計点を5点に換算。）	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成17年度以降)	従事実績 3件以上	10点
	従事実績 2件	5点
	従事実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績評定 (平成22年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評定の平均点 80点以上	15点
	成績評定の平均点 75点以上 80点未満	10点
	成績評定の平均点 70点以上 75点未満	5点
	成績評定の平均点 70点未満	0点
優良工事表彰の有無 (平成20年度以降、業種：土木一式工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5点
	他機関表彰受賞又は高知県表彰（所長賞）を2回以上受賞	5点
	高知県表彰（所長賞）を1回受賞	2.5点
	表彰 無	0点

継続学習制度（CPD）への取組 （取得単位数、有効期間：過去5年間） ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会 ・（公社）日本技術士会 ・（公社）日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体CPD協議会 ・（公社）土木学会	推奨単位の10分の8以上	10点
	推奨単位の10分の5以上10分の8未満	7.5点
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	5点
	推奨単位の10分の1以上10分の3未満	2.5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
合計	45点（合計点を5点に換算。）	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）として評価する。
	可	2点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	5点	
	可	2点	
	不可	0点	
合計	10点		

(5) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部建設管理課のホームページに掲載しているため、参照のこと。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式1) 2 企業の評価項目一覧表 (様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表 (様式6)
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1 同種工事の施工実績 (様式2) 及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿 (様式3) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について (様式4) (※該当する場合のみ。) 4 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 総合評価方式関係資料 表紙 6 様式5の挙証資料 (様式7-1を含む。) 7 様式6の挙証資料 (様式8を含む。)

第6 入札実施機関 (問い合わせ先)

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県土木部建設管理課契約担当
電話 088-823-9813
FAX 088-823-9263
E-mail ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。
- 低入札価格調査における失格基準
低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - 直接工事費 設計金額の85%
 - 共通仮設費 設計金額の80%
 - 現場管理費 設計金額の80%
 - 一般管理費等 設計金額の55%
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領 (平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知) 第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したのものとして取り扱うものとする。
- 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- 本入札において試行する積算疑義申立手続について、問題点等、今後の運用に関して検討するため、入札参加者に意見徴収を行う場合があるので協力をお願いします。